

入札監理小委員会における審議の結果報告

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

厚生労働省の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について、民間競争入札を実施するものとし、平成20年7月から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて厚生労働省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. サービスの質（実施要項12～13頁）

【論点】

- (1) 確保されるべき質として、「平成19年調査の回収率を上回らなければならない」とすることは妥当か。
- (2) 回収率を達成できなかった場合の規定は置かれていないが問題ないか。

【対応】

- (1) 回収率の達成に向けて、国と民間事業者が連携して取り組むという趣旨から、実施要項の規定に「一連の業務（督促業務等）を通じ」という文言を追加することとした。
- (2) 回収率の達成については民間事業者だけの責任ということではなく、厚生労働省も連携して取り組むということから、達成できなかった場合の規定は置かないこととした。

2. 民間事業者の創意工夫の発揮（実施要項11頁）

【論点】

民間事業者が創意工夫を発揮する観点から、業務の仕様書、要領等によらない提案を可能とすることを実施要項に明記すべきではないか。

【対応】

幅広く民間事業者からの提案を受け付けるため、「調査対象名簿作成仕様書、受付・審査要領及び入力指示書に基づいて業務を行うことを原則とするが、その創意工夫を発揮する観点から、仕様書等によらない形の提案を行うことを可能とする。その場合、企画書に具体的内容を盛り込むこと」との記述を追加した。

3. セキュリティ対策（実施要項16頁）

【論点】

プライバシーマークの取得が必須項目になっているが、プライバシーマークを取得しておらず情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けている民間事業者も参加を認めるべきではないか。

【対応】

落札者決定のための評価項目のうちセキュリティ対策に関する必須項目を「プライバシーマークを取得しているか、もしくは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けているか」と修正した。

4. 実績評価のための調査項目（実施要項24頁）

【論点】

本事業においては、調査対象名簿の正確かつ確実な作成がサービスの質として設定されていることから、その作成状況を実績評価のための調査項目に加えるべきではないか。

【対応】

実績評価の調査項目に「調査対象名簿の作成状況」を加えることとした。

以 上